



特別管理産業廃棄物処理計画書

令和5年 6月 16日

（宛先）高崎市長

提出者

住 所 群馬県高崎市西横手町 111 番地

氏 名 ルネサス セミコンダクタ

マニファクチュアリング(株)高崎工場

工場長

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 027-360-2736 環境センター

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	ルネサス セミコンダクタ マニファクチュアリング(株) 高崎工場
事業場の所在地	群馬県高崎市西横手町 1 1 1 番地
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	2814（集積回路製造業）
②事業の規模	126億円/年
③従業員数	380人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙-1のとおり



## (第3面)

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) —		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) —		

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
(これまでに実施した取組) —			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
(今後実施する予定の取組) —			

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)  
別紙-3                    2. (1) のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】別紙-2 のとおり		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組) 別紙-3                    3. (3) のとおり		
②計画	【目標】別紙-2、別紙-3、5. のとおり		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 別紙-3                    3. (4) のとおり		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙-3                    4. (1) のとおり	
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙-3                    4. (2) のとおり	

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	（これまでに実施した取組） —		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	（今後実施する予定の取組） —		

## 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】別紙-2のとおり		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	全 処 理 委 託 量	— t	— t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	— t	— t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	— t	— t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	— t	— t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	— t	— t
	（これまでに実施した取組） —		

(第5面)

②計画	【目標】別紙-2、別紙-3、5.のとおり	
	特別管理産業廃棄物の種類	—
	全 処 理 委 託 量	— t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	— t
	再生利用業者への 再 処 理 委 託 量	— t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	— t
	認定熱回収業者以外の 熱 回 収 を 行 う 業 者 へ の 処 理 委 託 量	— t
(今後実施する予定の取組)		
—		
電子情報処理組織の 使用に関する事項	【前年度(令和4年度)実績】別紙-2のとおり	
	特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニ ル 廃 棄 物 を 除 く。)	— t
(今後実施する予定の取組等) 特別管理産業廃棄物処理実績報告書のとおり、廃棄物については全て 電子マニフェストで対応しています。		
※事務処理欄		

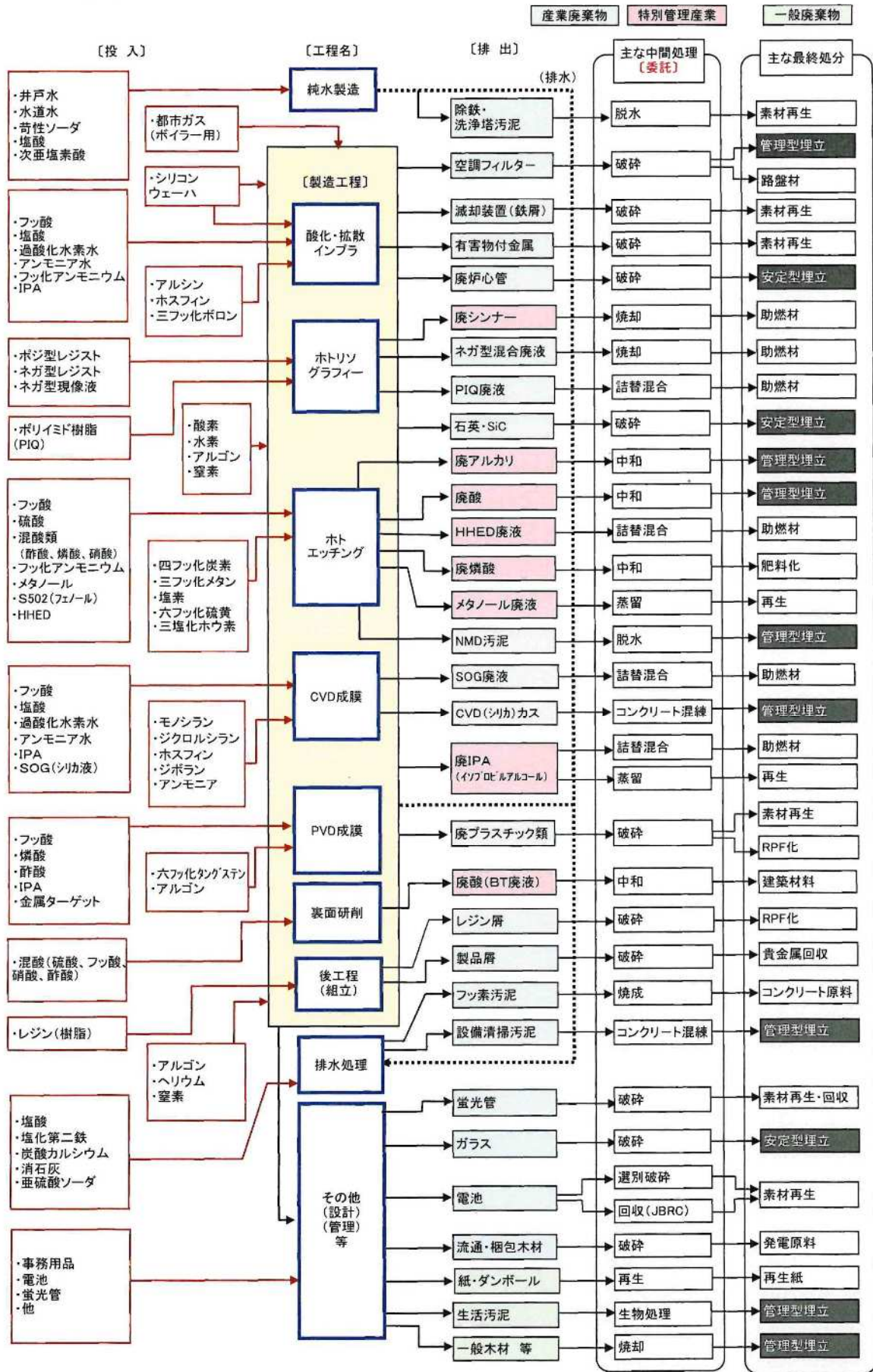
備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物の海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トンを超える者にとっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。



## 投入材料等と廃棄物の一連の処理の工程

集積回路の製造は、ショップ方式による工程フローであるため、概念図を示す。また、投入する化学物質等の種類及び廃棄物に対応する処理ルートへの代表例を記載する。尚、有価売却のルートは除く。



特別管理産業廃棄物排出量等の現状と計画

①現状・実績: 令和4年度実績  
 ②計画・目標: 令和5年度目標  
 ・特別管理産業廃棄物の種類において排出量等実績が1kg/年以上100kg/年以下の場合は0.1ton/年とする。

(単位: ton/年)

届出様式	区分	項目	当該事業所より排出等の実績ある又は計画のある特別管理産業廃棄物の種類												合計	
			廃油		汚泥		廃酸		廃酸(有害物質)		廃アルカリ		廃アルカリ(有害物質)			
			①現状	②計画	①現状	②計画	①現状	②計画	①現状	②計画	①現状	②計画	①現状	②計画	①現状	②計画
			【実績】	【目標】	【実績】	【目標】	【実績】	【目標】	【実績】	【目標】	【実績】	【目標】	【実績】	【目標】	【実績】	【目標】
(第2面)	特別管理産業廃棄物産業廃棄物の排出の抑制に関する事項	排出量	98.5	94	0.0	0	91.8	87	0.0	0	0.00	0	0.0	0	190.2	181
		これまでに実施した取組	別紙-3、3.(3)のとおり													
	特別管理産業廃棄物の分別に関する事項	今後実施する予定の取組	別紙-3、3.(4)のとおり													
		分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組	別紙-3、4.(1)のとおり													
(第3面)	自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項	今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組	別紙-3、4.(2)のとおり													
		自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		これまでに実施した取組	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項	今後実施する予定の取組	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		これまでに実施した取組	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(第4面)	自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項	今後実施する予定の取組	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		これまでに実施した取組	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
(第5面) (第5節)	特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項	今後実施する予定の取組	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		全処理委託量	98.5	94	0.0	0	91.8	87	0.0	0	0.0	0	0.0	0	190.2	181
		優良認定処理業者への処理委託量	98.5	94	0.0	0	91.8	87	0.0	0	0.0	0	0.0	0	190.2	181
		再生利用業者への処理委託量	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		認定熱回収業者への処理委託量	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		これまでに実施した取組	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注1) 容器、材料等の場内循環再利用は含まない。  
 (注2) 納入容器の返却・再利用は含まない。  
 (注3) 有償売却品は含まない。



### 多量排出事業者の産業廃棄物処理計画補足資料

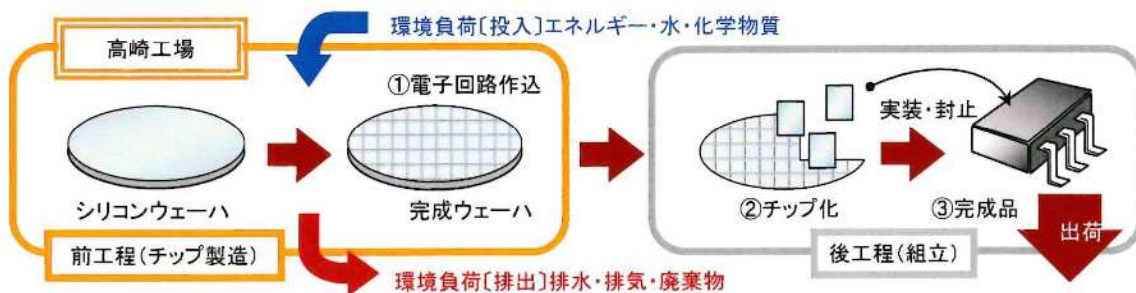
[特別管理産業廃棄物に適用する]

\*本文中の「産業廃棄物」とは特別管理産業廃棄物を含むものとする。

#### 1. 当該事業所において現に行っている事業に関する事項

(1) 届出様式(第1面)④産業廃棄物の一連の処理の工程:別紙-1参照

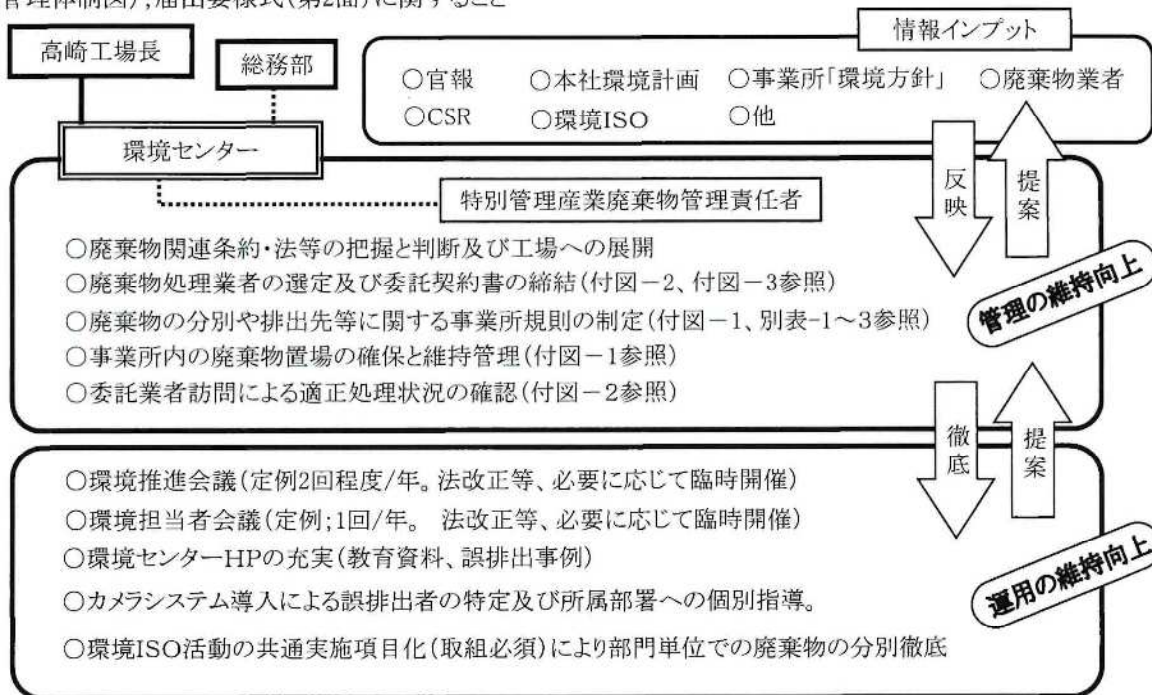
現業事業:半導体製品製造の概要



#### 2. 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(1) 当工場の産業廃棄物の管理及び委託は環境センターが実施。

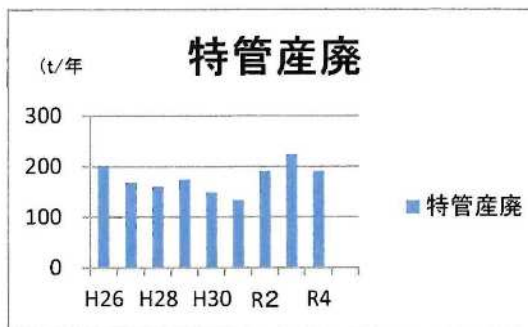
(管理体制図);届出要様式(第2面)に関すること



#### 3. 特別管理産業廃棄物の抑制に関する事項

(1) 令和4年度の特別管理産業廃棄物排出量は廃油、廃酸の利材化(有価物買取)が減少と生産減により190トン/年で、令和3年度の排出量より33t減少した。

(2) 特別管理産業廃棄物排出量は生産量に依存するが、当工場としては購入材料削減と有価物化を中心に推進しているが近年では有価物としては厳しい状況。特別管理産業廃棄物排出量のトレンドは[図-1]のとおり。



[図-1] 産業廃棄物と有価物の発生量推移

(3) (これまでに実施した取組);届出様式(第2面)に関すること

●;特別管理産業廃棄物

具体的な取組内容		効果			
		実施年度	廃棄物の種類	産廃削減量	
①	薬液交換頻度の低減に	シリコンエッチング液	H22年度～	●廃酸	0.2トン
②	よる廃棄物低減	レジスト剥離液	H22年度～	●廃油	0.2トン
③	製造ラインの一部(第一ライン1F)の更地化		H21年度	●廃油	46トン
④	製造ラインの一部(第一ライン2F)の更地化		H24年度	●廃油	62トン
⑤	有機薬品の利材化		H25年度	●廃油	50トン
⑥	製造ラインの一部(第一ライン3F)の更地化		H26年度	●廃油	30トン

(4) (今後実施する予定の取組);届出様式(第2面)に関すること

具体的な取組内容		実施目標	廃棄物の種類	目標産廃削減量
①	地道な薬品使用量の削減の積算	H28年4月～	廃油等	6トン/年

#### 4. 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

(1) (分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組);届出様式(第2面)に関すること  
付図-1、別表-1～3参照。

(2) (今後分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組);届出様式(第2面)に関すること  
1) 条約や法、条例等に変更が無い限り、現行の分別を維持する。

#### 5. 令和5年度の目標値の設定

(1) 目標値は、基本的に前年度(令和4年度)実績から5%削減とした。  
(大幅な削減計画が無いために、プロセスの改善等による合理化削減分のみ)

区分	種類	R4目標	R4実績	R5目標	目標の根拠
特 管 産 業 廃 棄 物	廃油	111	98.5	94	5.(1)項による
	汚泥	0	0.0	0	
	廃酸	101	91.8	87	
	廃酸(有害物質)	0	0	0	
	廃アルカリ	0	0.00	0	
	廃アルカリ(有害物質)	0	0.0	0	
	感染性産業廃棄物	0	0.0	0	
	合計		211	190	





廃棄処分登録薬品類(例)

別表-2

本表は登録薬品類例であり最新版は(環境センター)ホームページを参照して下さい。

- 【注意事項】
- (1) 排出指定日に排出したい廃棄物を事前登録表へ記載し、登録期限内に(環境センター)担当者へ登録。
  - (2) 指定の名札に廃棄物名称・排出部門名・担当者を明記し排出物に貼付けて排出すること。
  - (3) 登録時と排出数量に変動がある場合には、登録表の実排出量欄へ変更後の実数量を記載し、現品排出時に(環境センター) 担当者へ手渡しする。
  - (4) ▲水銀ランプに関しては、水銀使用製品産業廃棄物置場の決められた場所へ排出する。
  - (5) ※水銀付着ガラスくずに関しては、水銀使用製品産業廃棄物置場の決められた場所へ排出。

●：特別管理産業廃棄物

区分	廃棄物名称	容器・梱包	単位	廃棄物の内容
廃油	1 HHE D 廃液	● 5ℓポリ容器(納入容器)	缶	P I Q エッチング液の廃液、含むH E - 3 7
	2 S O G 廃液	● 18ℓ缶	缶	○ C D 処理廃液
	3 アセトン廃液	● "	缶	アセトンの廃液
	4 I P A 廃液	● "	缶	利材品とならないI P A 廃液
	5 レジスト廃液	● "	缶	資材回収以外のレジスト廃液(配管集中回収除く)
	6 O A P 廃液	● "	缶	O A P 処理廃液
	7 メタノール廃液	● "	缶	メタノール洗浄処理廃液
	8 珪酸エチル廃液(T E O S 廃液)	● "	缶	珪酸エチル廃液(T E O S 廃液)
	9 マイクロクリン廃液	● "	缶	半導体製品の洗浄に使用したマイクロクリン廃液
	10 マークレス廃液	● "	缶	半導体製品の洗浄に使用したマークレス廃液
	11 カプラー廃液	18ℓ缶・20ℓポリ	缶	P I Q カプラー処理廃液
	12 P I Q カス	"	缶	P I Q 塗布処理廃液
	13 オイル廃液	"	缶	オイル廃油
	14 ヒドラジン廃液	"	缶	P I Q エッチ関係のスクラバ廃水
	15 T A R C 廃液	"	缶	ホトレジ工程で使用したT A R C 廃液
	16 エチレングリコール廃液	18ℓ缶	缶	エチレングリコール廃液
	17 フロリナート廃液	"	kg	液体P F C 等の廃液
	18 ガルデン廃液	"	kg	ガルデン廃液
	19 H F E 7 1 0 0 廃液	"	kg	ハイドロフロロエーテル廃液
	20 廃塗料	缶	kg	廃塗料類
	21 接着剤	"	kg	廃接着剤類
	22 フラックス	18ℓ缶	缶	フラックス廃液
廃酸	23 レントゲン定着液廃液	20ℓポリ容器	缶	健康センターで使用したレントゲン定着液廃液
	24 ジルトラ廃液	● "	缶	6価クロムと非酸の混合液(セエツ液を含む)
廃アルカリ	25 G a A s エッチング廃液	● "	缶	G a A s プロセス酸系エッチング廃液
	26 G a A s A エッチング廃液	● "	缶	G a A s アンモニア系廃液
汚泥	27 レントゲン現像液廃液	"	缶	健康センターで使用したレントゲン現像液廃液
	28 C V D カス	ビニール袋(二重)+ダンボール梱包	kg	シラン分解等で発生するSiO2の白粉
	29 ホーニング砂	"	kg	インプラ装置部品メンテに使用したホーニング砂
	30 有機ダクトスラグ	"	kg	有機ダクト内等の付着物
	31 排ガス洗浄塔汚泥	ビニール袋(二重)+ポリ容器梱包	缶	排ガス洗浄塔汚泥
	32 酸ダクトスラグ	"	kg	酸ダクト内等の付着物
	33 銀ペースト	ビニール袋	kg	銀ペースト
金属くず	34 冷却塔汚泥	フレコンバック	kg	冷却塔汚泥
	35 空缶・オイル付空缶	ビニール袋(二重)	kg	中味の付着した空缶
	36 半田くず	18ℓSUS缶封じ	kg	半田(含、鉛)のかす
	37 金属製フィルター	ビニール袋	kg	金属製フィルター
廃プラスチック	38 ヒ素付金属屑	ダンボール梱包	kg	インプラ装置の交換部品(金属系)
	39 レジンくず	ビニール袋・ダンボール	kg	固形(粉末)エポキシ樹脂、メラミン樹脂
	40 オイル布(油付ウエス)	ビニール袋(二重)	kg	薬品、油、オイルミストを拭き取った布類
	41 空ポリ	"	kg	中味の付着したポリ容器
	42 フィルター	"	kg	布・紙・プラスチック製のろ過材
	43 ヒ素付カーボン	ダンボール梱包	kg	インプラ装置の交換部品(プラスチック系)
	44 基板くず(廃プリント基板)	ドラム缶	kg	利材品とならない廃基板類
	45 水銀ランプ ▲	ダンボール梱包	本	水銀が含まれているランプ類
ガラスくず、コンクリートくず、及び陶磁器くず	46 ガラス瓶	"	kg	中味の付着した瓶類(レジスト瓶以外)
	47 レジスト空ビン	"	kg	中味の付着したレジストビン
	48 水銀付着ガラスくず ※	"	kg	水銀の付着したガラスくず
	49 S i 研削くず	ビニール袋・ダンボール	kg	S i 研削屑
	50 G a A s 製品屑	"	kg	G a A s 製品屑
	51 蛍光灯	ダンボール梱包	本	使用済み蛍光灯(水銀を含むので特別管理)
	52 小型蛍光管	"	kg	使用済み小型蛍光管(水銀を含むので特別管理)

装置・固定資産等 移動、運搬及び滅却に関するチェックリスト(例)

- 1.装置・部品・薬品等搬出時は本チェックリストに従い項目毎に処置、記録を行ない、事故、環境影響を未然に防止する事。
- 2.最終チェック者は本紙を滅却決定まで貼付し、滅却時に剥す事。
- 3.工場外に搬出するものはレイ外変更品でも、“滅却(工場外)”に対応する項目のチェックを実施の事。
- 4.原紙は関係職制承認後ファイル管理し、最低5年は保管の事。

課長・主任技師	技師・主任係長	上長	担当者

別表-3

部門	チェックリスト	資産名称	固定資産番号 (無き場合は品名)	部課	係組	内線TEL
原価部門	年号 部(課)内連番 *** - 2*** - *****					

実施項目及びチェック内容

NO	区分	項目	処置方法	搬出区分(実施に○印 (○印無しは不可))		処置実施内容	処置実施者	他部門依頼時は依頼部門名を記載	他部門依頼時の担当者名を記載	備考
				滅却 (工場外)	レイ外変更 (工場内)					
1	一般	装置・部品の処置	・クレーンク・衝撃発火物は事前除去安定化 ・純水置換 ・流動性液体の配管切り離し部の閉止 ・反応生成物除去 ・真空部の大気開放 ・記載ツボの消去 ・コンデンサのエネルギー除去 他	実施	-					リース解約完了確認
2	液体	薬品類(新液・廃液)	循環ポンプ洗浄、配管、液溜め等液体(含純水)は全て抜き取り。 As等有害物質使用の薬品は全て回収し産廃処理。	実施	-					
3		オイル類・循環液類	タンク・配管内の液体等全て抜き取り・回収し、産廃処理。油圧関連;可能な限り抜く。	実施	-					
4		ホシ塩化Si、TEOS等のゾル類	取り外し、産廃処理。	実施	実施					
5		有機溶剤	容器・配管・ノズルの乾燥、フィルター内部の薬液を排出し、産廃処理。 滅却時はフィルター分離。	実施	-					
6	フロン類	第1種類特定製品:業務上機器でCFC,HFC,FHFCのフロン類を含むもの	専門フロン回収業者に回収依頼書を発行して回収依頼する。 一技取証明書を回収業者より30日以内に貰い受け →原紙を(た壊せ)に送付(自部門はコピーを3年間保管)。装置:フロン抜き表示添付要。	実施	-					
7		第2種類特定製品:冷媒としてフロン類が充填されているカーエアコン(自動車リサイクル法)	使用済となった自動車をリサイクル料金を負担し、引取業者に引き渡す。	実施	-					
8		液体PFC等	抜き取り、産廃処理。	実施	-					
9	消火器	消火器	取外し、各部署保管。(た壊せ)通知に従い処理。	実施	-					
10	ガス	装置内のガス	配管内ガスはN2置換又はAs置換等安全な置換を実施。	実施	実施					
11		ガスシリンダ等の高压容器	ガスシリンダはガス取扱い業者に取外しを依頼し返却。	実施	実施					
12		レーザー発振器ガス	事前にメーカー相談。取り外してメーカーにガス抜き依頼。	実施	-					
13	石綿含有品	拡散、乾式ECVDヒータ	石綿含有廃棄物含有指定品は(環境センター)へ連絡。その他の物は連絡不要とし専用置場に置く。	実施	-					
14		石綿含有廃棄物となった部品	石綿含有廃棄物含有品は二重にビニール袋に入れ(環境センター)に連絡。	実施	-					
15	反応物	CVDの反応物、有機・無機反応物	洗浄、除去等清掃を実施。表2に従い、産廃処理。	実施	実施					
16		ミスト・油等の付着物	洗浄、除去等清掃を実施。表2に従い、産廃処理。	実施	実施					
17	毒物	インプラ装置 酸素の接触部分	使用来歴あるものは外部洗浄委託し証明書(た壊せ)送付し処理 又は有害物付金類と産廃処理。	実施	-					
18		蛍光灯(水銀含有)	取外し、パワーハウス電力室へ持参。特別産業廃棄物処理で(た壊せ)処理。	実施	-					
19		水銀灯・ヒ素灯・Cd灯・Cr灯	取外す、特別産業廃棄物処理。	実施	-					
20		乾電池	取外し、再資源置場で分別処理。充電電池は分別し、産廃処理。	実施	-					
21		PCH絶縁油の有無	電気設備担当者にPCB専用保管庫保管依頼。(蛍光灯安定器、トランス等)	実施	-					
22		バッテリー	取外し、産廃処理。	実施	-					
23	ガラス	石英類・ガラス類・石英ケル	取外し可能品はガラス品置場。取外し不可時は破損・飛散防止措置。	実施	-					
24	表示 銘板	安全審査合格証	取外し、運搬廃止手続する。(た壊せ)安全担当者へ。	実施	-					
25		法的届出表示	取外し、運搬廃止手続(有機/物化/放射線/高周波届出等)し。(た壊せ)へ連絡。	実施	-					
26		責任者標識	会社関連表示全て取外し、処分する(除:製作メーカー)。	実施	-					
27		固定資産銘板・リース資産銘板	取外し、固定資産担当者に渡し、財務担当者に戻す。	実施	-					リース解約完了確認
28		小額固定資産銘板	小額固定資産滅却同意書にシール銘板添付又は“何枚割し処分済”とし、財務担当者に返却する。→取外し、産廃処理	実施	-					